



編集・発行
 公益財団法人 栃木県生活衛生
 営業指導センター
 〒320-0027
 宇都宮市埴田1-3-5砂川ビル
 TEL028(625)2660
 栃木県保健福祉部生活衛生課
 〒320-8501
 宇都宮市埴田1-1-20 TEL028(623)3110

**家庭や職場、会食などで感染が拡大しています。
 感染リスクを意識した一人ひとりの感染対策が重要です。**

新型コロナの感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

こうした状況・場面では、感染リスクが高まることを県民一人ひとりが意識し、感染リスクを下げる工夫をしていただくことで、クラスターの発生を防ぎましょう。

栃木県でクラスターが発生した状況・場面

状 況	場 面
<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気が悪い密閉空間 ・ 狭い環境・多数が集まる密集場所 ・ マスク未着用での密接場面での会話 ・ 体調不良時に出勤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食 ・ 集会 ・ ホームパーティー ・ 職場のバックヤード

クラスターの発生を防ぐための対策

【県民】
 ・ 3密を避けるなど基本的な感染防止対策の徹底
 ・ 「感染リスクを高めやすい場面」での感染に注意
 ・ 体調が悪い場合は外出を控える

【事業者】
 特に、更衣室や喫煙所等のバックヤードにおける対策について、再点検を実施



栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部



令和2年度衛生水準確保・向上事業推進会議を開催しました

去る10月21日（水）、宇都宮市のニューみくらにおいて、県生活衛生課長、県内保健所の代表、(株)日本政策金融公庫、消費者団体代表の出席のもと、推進会議を開催しました。

生衛法が制定されて60年余が経過する中で、組合の設立趣旨に対する組合員や生衛業関係者の意識の希薄化や後継者難など、組合や生衛業を取り巻く環境は以前にも増して厳しいものがあり、平成26年度から全国的に11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、新規営業者の組合加入促進事業などを行ってきております。

特に本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生衛業界は未曾有の打撃を受けており、生衛業界として感染予防、拡大防止を図っていくためにも衛生水準の確保向上に全力で取り組むことが強く求められています。

この推進会議において各組合の行動計画が策定され事業が実施されていきます。全国センター作成の加入勧奨チラシ等により、各組合において広報・啓発活動の実施や業種横断的に実施する若手組合員の育成を目的とした「生衛組合活性化塾」の開催などが盛り込まれています。

その他、指導センターから、コロナ禍での「経営支援緊急対策事業（緊急相談窓口）」や「経営支援・ガイドライン実施促進事業」についての概要説明を行い、日本政策金融公庫の加藤宇都宮支店長からコロナ関連の融資状況について説明がありました。



会議冒頭で挨拶する加賀田理事長、八木沢県生活衛生課長（中央）、鈴木宇都宮市生活衛生課長（左）

令和2年度第1回後継者育成支援協議会を開催しました

10月21日、令和2年度第1回後継者育成支援協議会を宇都宮市内のニューみくらにおいて開催しました。協議会委員は、各同業組合理事長をはじめ県生活衛生課及び労働政策課の職員、県高等学校長会及び県私立中学高等学校連絡会の代表者の方々です。

当日は、まず協議会設置要領を改正後、昨年度の後継者育成インターンシップ事業は10回実施され生徒・学生など465名が参加されたとの実施状況を報告し、実際に事業を実施された組合の山本委員（理容組合理事長）からは「最初はどうも手をお貸ししたくなかったが、慣れてくると楽しんでやるようになった。」、三井委員（興行組合理事長）からは「一つの映画が何千人という人の手をとおして出来上がっていることを知ってもらえるようにしている。参加した生徒はやりがいのある仕事と感じているようです。」との報告がありました。また、山野井委員（県高等学校長会）からコロナ禍の影響でインターンシップの中止が相次いでいるなどの報告、猪瀬委員（県私立中学高等学校連絡会）からコロナ禍でも県内企業からの求人は昨年並みに確保されているなどの報告がありました。また、山田委員（労働政策課）から就職情報や高校卒業予定者に対する求人状況、永峯委員（生活衛生課）から生衛事業の生前贈与等に関する規制緩和についての情報提供がありました。

本事業は生徒・学生の進路選択の参考になることから、コロナ禍ではありますが感染拡大防止を図り、今年度も鋭意取り組んでいくことで了承されました。



令和2年度生活衛生功労者表彰 (厚労大臣・中央会)



厚生労働大臣表彰 受賞者



加賀田修一さん
栃木県料理業
生活衛生同業組合
理事長



君島 則夫さん
栃木県旅館ホテル
生活衛生同業組合
理事長



小林 定雄さん
栃木県めん類業
生活衛生同業組合
前理事長



首長 清さん
栃木県食肉
生活衛生同業組合
副理事長



全国生活衛生同業組合 中央会理事長表彰 受賞者



永岡 忠さん
栃木県クリーニング業
生活衛生同業組合
理事長



高久 光男さん
栃木県めん類業
生活衛生同業組合
理事長



吉村 公夫さん
栃木県寿司商
生活衛生同業組合
元副理事長

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です

安全・安心なお店の目印「Sマーク」登録店になりましょう!



厚生労働大臣認可
標準営業約款 S マーク

選んで安心「Sマーク」のお店

標準営業約款登録店に掲げてある「Sマーク」は、
お店の「安全・安心」を目に見える形にしたもので、
消費者・利用者の皆様がお店を選択する際の目印
です。

理容店・美容店・クリーニング店
めん類飲食店・一般飲食店



クリーニング師研修・従事者講習を開催

10月7日に安足地区、10月28日に宇都宮地区と県東地区の方を対象としたクリーニング師研修を、また11月18日には県南地区の業務従事者の方を対象に講習会を開催しました。

この研修・講習会は、クリーニング業法によりクリーニング師とクリーニング業務従事者の方は、3年に一度研修を受講することが義務づけられており、本年度は3年間で1クールとした第11クール（令和元～3年度）の2年目となります。

講師の先生からは、近年のクリーニング業を取り巻く現状として、平成27年にクリーニング事故賠償基準が改訂されたが、いまだにこの基準に関する照会が多く寄せられていること、また、長期間放置品の対応方法もお店にとっては大きな問題ですが、こちらは全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が設置した検討委員会において一定の方向性が見えていることなど、クリーニング業界を取り巻く社会環境の大きな変化と対応について細かな説明がなされました。

また、クリーニングに関する苦情の特徴は、洗濯サービスがお客様の目の前で行われないこともあってか、品物の引渡し後しばらく経過してから苦情を申し出られることもあり、受付や引渡し時のお店の適切な対応が重要となること、併せて、クリーニング業には新たに様々な規制が敷かれていますので、研修等を通じて「新しく、正しい知識」を再確認するとともに、クリーニング店の皆様には、業務における「事故の防止」に一層留意し消費者の方々に「安全・安心」を保証する信頼されるお店になるためにもきちんと受講しましょう。



若生 寛志講師

(株)ワコナレッジ代表取締役、工学博士



美濃 和泉講師

NPO法人とちぎ消費生活サポートネット



長尾 清敏講師

栃木県クリーニング組合副理事長

《お店からお客様にちょっと一言》

- クリーニングの品物を受け取ったら、早めにビニール袋から出して空気に触れさせましょう。
- 仕上がり予定日がきたら、お店に預けっぱなしにしないで早めに引き取りに行きましょう。

クリーニング師研修・業務従事者講習のお知らせ

令和2年度の日程です。該当する方には受講案内を郵送しますので、必ず受講しましょう。

※法律では、3年に1回の受講が義務付けられています。

開催日	研修・講習	会場	対象地区
令和2年10月7日(水) ※終了しました。	クリーニング師研修	安足健康福祉センター	安足地区
令和2年10月28日(水) ※終了しました。	クリーニング師研修	とちぎ福祉プラザ	宇都宮市 県東地区
令和2年11月18日(水) ※終了しました。	クリーニング業務従事者講習	県南健康福祉センター	県南地区
令和3年2月3日(水)	クリーニング業務従事者講習	安足健康福祉センター	安足地区

※令和2年度は2型（通信制）の研修も実施します。指導センター（☎028-625-2660）へお問い合わせください。



新型コロナウイルス経営支援緊急相談窓口事業について

新型コロナウイルス感染症の影響による未曾有の経済危機は、我々生衛業者の経営に大きな影響を与えています。

国や県では融資制度や助成措置等の支援メニューを設けていますが、その内容や利用方法等が生衛業者に周知されていないとの声や、手続きが煩雑で活用できないとの声が組合員から多数寄せられています。

このため、栃木県指導センターでは、組合員からの幅広い相談にワンストップで対応できる専門家チームによる「経営支援緊急相談窓口」を開設することにより、事業継続や経営再建に取り組む組合員に対して早期に再生軌道に導く支援を行っています。

経営支援緊急相談窓口事業について

栃木県指導センターでは、コロナ禍でお困りの方を対象に社会保険労務士や中小企業診断士、弁護士、税理士が公的支援の活用や経営改善の相談に無料で応じ支援します。相談の申し込みは所属組合事務局を経由のうえ、お気軽にご相談ください。

【相談内容】

- ・雇用調整助成金、持続化給付金等の申請に関すること
- ・生活衛生貸付等融資に関すること
- ・その他の支援施策の利用に関すること
- ・経営相談に関すること
- ・法律相談に関すること
- ・税務相談に関すること
- ・その他

【開設期限】

- ・ご利用は令和2年12月25日までです。
- ・その他、よろず支援拠点のご利用も併せてどうぞ。(通年)



利用状況について

相談窓口がスタートした7月から10月までの相談状況を下表に示しましたが、毎月、相談件数は増加しています。ぜひ多くの組合員が利用されますようお願いいたします。

月	7月	8月	9月	10月	合計
件数	6件	8件	13件	18件	45件

新型ウイルス
感染防止対策取組店

※厚生労働省の国庫補助事業として実施しています

お店選びの参考に! **感染防止対策取組店証の認証を推進しています!**

生衛業を営む店舗・施設に対して、業種別ガイドラインに取り組んでいることを**利用者**にPRするための「**取組店証**」を各組合にて交付しています。

※厚生労働省の国庫補助事業として実施しています。

交付条件

各組合の専門指導員による巡回指導(チェックシートに基づくチェック)を受け、

- ・各業種の重点項目を必ず実施の上、
- ・チェックシート項目の実践状況比率が

交付基準を満たしている店舗・施設に交付いたします。

▲新型コロナウイルス感染防止対策取組店証

組合だより

インターンシップを実施しました（料理業組合）

さる11月18日と11月25日、栃木県料理業生活衛生同業組合（加賀田修一理事長）は、宇都宮文星短期大学調理科ユニットの学生5名を対象に「日本料理づくり・接客体験学習」を行いました。

1日目は、組合役員から料理屋文化や和食の魅力について講話と実演を行い、実際に作り方等の実習をしました。2日目は、外部からお客様をお迎えして調理と接客の体験をして、最後に意見交換を行いました。

学生からは、「本格的な和食づくりを体験できて勉強になった。」「料理の出し方を学べて良かった。」「お客様に作法にのっとり料理をお出しして説明する時が一番緊張した。良い経験となった。」などの意見が寄せられ、今後も若い料理人の卵達に和食づくりの魅力と奥深さを伝える活動を続けたいと思いました。



支援要請活動をしました

さる11月27日、加賀田理事長はじめ指導センター幹部役員6名は、福田富一知事、相馬憲一県議会議長、佐藤栄一宇都宮市長あてに、生衛業界のコロナ禍による経営の実情を報告し、生活衛生関係営業への一層の理解と積極的な支援を要請する「支援要請書」及び長期化するコロナ禍における各生衛組合・組合員店舗への各種支援策の充実を要請する「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への支援要請書」を提出し意見交換を行いました。

県生活衛生課長からは、財政・人的・物理的な支援について、引き続き、積極的に対応するとともに、各組合が開催するコロナ感染防止研修会への講師派遣など、積極的な技術支援を行う旨の回答をいただきました。また、宇都宮市保健所鈴木生活衛生課長からは、最近は飲食店でのコロナ感染は少ないが、皆さんには引き続きコロナ対策に協力をお願いしたい。宇都宮市としては衛生面での支援に協力を惜しまないとの回答をいただきました。



八木沢県生活衛生課長（左から2人目）に要請書を手渡す幹部役員



鈴木宇都宮市生活衛生課長（左から2人目）に要請書を手渡す幹部役員

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

組合加入のメリットをPRし、組織の強化と生衛業の振興発展のために生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合であり、組合に加入すると次のようなメリットがあります。



せいどう

生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

1 各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
 - ・生命傷害共済制度
 - ・火災共済制度
 - ・自動車総合共済制度 など
- (注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

<例1>
経費節約

2 研修会、講習会無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



3 いち早い情報の入手

HACCPや受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型コロナウイルスなど組合のネットワークが必要な情報をいち早く入手



4 生活衛生融資有利な条件で利用できます

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度

<例2>
金利負担縮減

5 無料相談が受けられます

- ・専門家による経営支援相談
- ・業種に応じた法律、融資、税務に関する相談



6 各業の個別特典で経費節約・利益アップ!

- ・カラオケ著作権料 **20%** 割引
- ・クレジットカード手数料の **優遇**
- ・NHK受信料の **大幅割引**
- ・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えて、**大幅削減**

<例3>
経費節約

県廃棄物対策課からのお知らせ

とちぎ食べまわり15運動

各店舗様においても、運動参加への呼びかけについて、ご協力をお願いします。

飲食店などでの宴会(飲み会、食事会、テイクアウトなど)、ご家庭での“ごちそう”は、おいしくいただく時間を設けて、食べ残し(食品ロス)の発生を防ぎましょう!

令和2(2020)年12月から令和3(2021)年1月まで重点普及啓発期間



年間**612**万トン (国内の食品ロス発生量)

食品関連事業者から	年間328万トン
家庭から	年間284万トン

国民1人当たりの食品ロス量 1日約**132g**
(茶わん約1杯分のごはんの量に相当)

※2017年度 国推計

※総務省人口推計(2017年10月1日)・2017年度食料需給表(確定値)

県では、この取組に賛同するお店や施設と連携して、料理をおいしく食べきる運動を推進しています。

●お問合せ 栃木県環境森林部廃棄物対策課 TEL 028-623-3107

税務署からのお知らせ

自宅から確定申告！～3密回避にご協力を～

確定申告には、ご自宅等からパソコン・スマホで利用いただけるe-Taxが便利です。多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードを使ったマイナンバーカード方式 又は IDとパスワードを使ったID・パスワード方式でe-Taxを利用して申告書を提出できます。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅等からのe-Taxをご利用ください。

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



STEP 2 申告書を作成

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！

※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。



STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



スマホによるマイナンバーカードの取得申請はこちらから！

② ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

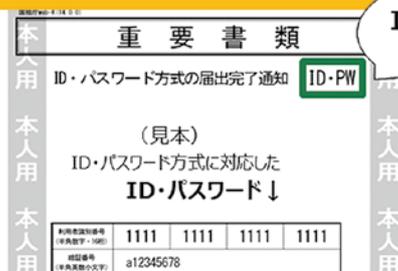


又は



対応端末の一覧はこちらから！

IDとパスワードで送信



ID・PWが目印

- ・ID・パスワード方式の届出完了通知の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

ID・パスワード方式で送信される方へ

IDとパスワードを、まだ取得されていない方は、お近くの税務署で、

年内中のID・パスワード取得をお勧めします！

- ※ 申告者ご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- ※ お手続きは、5分から10分程度で終了します。